

モデル契約書・モデル重要事項説明書完成

モデル契約書・モデル重要事項説明書につきましては、全社協内に「障害者福祉サービスの契約に関する検討委員会」を設置し、検討を重ねてまいりましたが、この度完成しました。身体障害者療護施設・身体障害者更生施設、身体障害者の居宅生活支援については、全国身体障害者施設協議会のホームページ

(<http://www.shinsyokyo.com/torikumi01.html>)よりダウンロードできますので、ご活用ください。

また、療護・身障更生以外の施設・居宅生活支援については、全国社会福祉施設経営者協議会のホームページ (<http://www.keieikyo.gr.jp>) に掲載されています。

支援費制度への要望書

平成15年3月13日、全社協会議室にて平成14年度第3回協議員総会が開催され、議案は全て原案どおり可決されました。

本号では、当日承認されました厚生労働省への要望書を掲載いたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
上田 茂 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国身体障害者施設協議会 会長
徳川 輝尚

要 望 書

身体障害者療護施設利用者並びに在宅重度障害者の生活向上と自立にむけた支援を充実するため、次の事項を改善していただくよう要望します。

1. 身体障害者デイサービスの単価改善

これまで事業費補助方式において、「介護型」の「重度単価」において「6～8時間」をメインとしていた事業所においては、500万円以上の減収になることが予測されている。経営可能となる単価を早急に再設定されたい。また、療護施設併設の身体障害者デイサービスにおいては、実際に6時間以上のサービスを提供している利用者は、全体の24.0%を占めていることから、新たに「6時間以上」の単価を設定されたい。

2. 居宅生活支援における「区分」の改善

これまでの身体障害者デイサービス及び身体障害者ショートステイにおける「程度区分」では、例えば「重度単価」が『食事』、『排泄』、『入浴』、『移動』にかかる日常生活動作の多くにおいて、全介助を必要とするなど実施主体が重度と認める者」とされていたが、支援費制度では、「区分1」が「食事、排せつ、

入浴及び移動のうち、三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度」とされたことにより、これまで「重度単価」が適用されていた者が「区分2」に、「中度単価」が適用されていた者が「区分3」になり、このことも減収の要因となっているため、現行の表現に改められたい。

3．重度重複加算の適用範囲の拡大

重度重複加算の適用は、入所施設のみ限定されているが、通所療護やデイサービス、ショートステイにおいても、3種以上の重度障害者は多数利用しており、介護面において相当の苦慮を強いられていることから、これらに対しても適用範囲を拡大されたい。

4．通所療護の単価改善

通所療護においては、送迎サービスを提供する必要があることから、事業運営上、それほどスケールメリットは生じない。しかしながら支援費基準額（区分B）は、「5人～10人」で281,400円、「11人～20人」で204,500円となっている。ついては、「11人～20人」の支援費基準額を「5人～10人」と同一もしくはこれに近い単価とされたい。

5．「100人～110人定員」の療護施設の単価改善

「100人～110人定員」の療護施設では現行措置費（民改費E階級＝療護施設の平均）と比較し、500万円～1,000万円以上の減収が予測されており、他の定員施設と比べ、減収額が著しいため、定員規模の「大規模1」「大規模2」を創設し、「大規模1」の単価改善をされたい。

6．「10人～20人定員」の療護施設の単価改善

「10人～20人定員」の療護施設では、現行措置費（民改費A階級）と比較した場合、1割以上の減収が予測されており、経営可能な単価設定とされたい。

7．難病加算の創設

遷延性意識障害やALS等運動ニューロン疾患以外にも、相当な医療・看護行為を提供しなければならない難病者等に対し、適切なサービスが定評できるよう、ALS等支援加算の適用範囲を拡大されたい。

8．地域区分の修正

北海道をはじめとする地域では、これまでの冬期加算や寒冷地加算等の収入がなくなることで、大幅な減収が試算されている。地域区分及びその割合は、国家公務員の調整手当を基準とするのではなく、改めて設定されたい。